

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（仮称） （概要）

平成17年10月
外務省

1. 背景

- (1) 1996年に国連総会で採択された「国際テロリズム廃絶措置」決議を契機として、ロシアの提唱により、1997年2月から、国連総会の下に設置された国際テロ撲滅アド・ホック委員会において本条約の交渉が開始された。交渉は一時停滞したものの、2001年9月の米国同時多発テロ事件の発生を受けて再開された。
- (2) 2005年2月、米露首脳会談後に発出された「核セキュリティに関する協力に関する共同宣言」の中で、本条約の早期採択に向けて米露両国が協力することが強調された。また、同年3月に発表された事務総長報告書において、アナン国連事務総長は、本条約の早期の採択が喫緊の課題であるとし、各国の努力を求めた。
- (3) このように本条約の早期採択に向け機運の高まる中、2005年4月1日、国際テロ撲滅アド・ホック委員会において案文が確定し、続く同年4月13日、第59回国連総会において本条約は採択された。
- (4) 本条約は、2005年9月14日から国連首脳会合の開催に併せ署名開放され、同15日に我が国は小泉内閣総理大臣が署名を行った。10月7日までに90カ国が署名している。

2. 条約の目的

本条約は、核によるテロリズムの行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズムの行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としたもの。

3. 条約の概要（主要な規定等）

本条約（前文及び本文28箇条からなる。）の主な内容は以下のとおり。

(1) 定義（第1条）

この条約の適用対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置」等について定義している。

(2) 条約上の犯罪（第2条）

(イ) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する実質的な損害を引き起こす意図をもって、放射性物質を所持し、又は装置を作製し若しくは所持すること。

(ロ) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産若しくは環境に対する実質的な損害を引き起こす意図又は特定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、又は放射性物質を放出する等の方法で原子力施設を使用し若しくは損壊すること。

(ハ) 上記(ロ)の犯罪を行うとの脅迫を行うこと。

(ニ) 脅迫を行い、又は暴力を用いて、不法かつ故意に、放射性物質、装置又は原子力施設を要求すること。

(ホ) 上記(イ)及び(ロ)の犯罪の未遂

(ヘ)上記(イ)から(ホ)までの犯罪に加担し、組織し、指示し又は寄与する行為

(3) 国家の行為 (第4条)

(イ)国際人道法の下で武力紛争における軍隊の活動とされている活動であって、国際人道法によって規律されるものは、この条約によって規律されない。また、国の軍隊がその公務の遂行に当たって行う活動であって、他の国際法の規則によって規律されるものは、この条約によって規律されない。

(ロ)この条約は、いかなる意味においても、国による核兵器の使用又は使用の脅威の合法性の問題を取り扱うものではない。

(4) 刑罰 (第5条)

締約国は、第2条に定める犯罪を自国の国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

(5) 裁判権の設定 (第9条)

締約国は、第2条に規定する犯罪が自国の領域内で行われる場合、自国籍の船舶内若しくは航空機内で行われる場合又は自国民によって行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(6) 犯人又は容疑者の取扱い (第10条及び第11条)

(イ)犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、訴追又は引渡しのために当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置をとる。

(ロ)容疑者が領域内に所在する締約国は、第9条の規定が適用される場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

(7) 犯罪人引渡しの協力及び法律上の相互援助 (第13条及び第14条)

(イ)第2条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

(ロ)締約国は、第2条に定める犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助を与える。

(8) 放射性物質の返還等 (第8条及び第18条)

(イ)この条約上の犯罪を防止することを目的として、締約国は、関連する国際原子力機関の勧告及び任務を考慮しつつ、放射性物質の防護を確保するための適当な措置をとるためにあらゆる努力を払う。

(ロ)締約国は、第2条に定める犯罪が行われた後に放射性物質、装置又は原子力施設を押収し又は管理下に置いた場合には、これらの保有に当たり、無害化のための措置、IAEA保障措置に従った核物質の保有の確保等を行う。

(ハ)いかなる放射性物質等も、関係締約国との協議を行った上で、当該放射性物質等の帰属する締約国等の関係締約国に返還等される。

(9) 署名及び発効 (第24条及び第25条)

(イ)この条約は、2005年9月14日から2006年12月31日まで、国連本部において、すべての国による署名のために開放される。

(ロ)この条約は、22番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国連事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。22番目の批准書等が寄託された後にこの条約を批准等する国については、その批准書等の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。

(了)